

用途地域内排水路整備交付金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共、公益の目的に資するため、地元関係者が実施する宇部市用途地域内の水路の新設又は改良、補修及び浚渫並びに伐採に対する交付金(以下「交付金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1)水路 河川法に規定する河川(準用河川を含む。)及び「宇部市河川水路指定基準」に基づき市が指定した水路以外の水路で、公共の用に供されているものをいう。
- (2)排水路 主に雨水又は生活排水用に供される水路をいう。
- (3)用水路 主に農業用に供される水路をいう。ただし、農業用施設(取水堰等)を除く。
- (4)整備工事 水路の新設又は改良のための工事をいう。
- (5)補修工事 水路構造物の老朽化等による補修や維持管理のための工事をいう。
- (6)浚渫工事 水路に堆積した土砂等の撤去を行う工事をいう。
- (7)伐採 水路構造物に変状や損傷などの影響を及ぼしている、又は影響を及ぼす恐れのある立木の伐採をいう。
- (8)工事等 上記(4)から(7)までの工事等をいう。

(対象工事)

第3条 実施する工事等のうち、交付金の交付の対象となるもの(以下「対象工事」という。)は、次の各号に該当するものとする。ただし、営利を目的とするもの、個人的施設に類するもの、大規模な工事等であるもの、又は当該年度の4月1日時点において過去5年以内に同一箇所を対象工事を実施したものは除く。

- (1)新設、改良又は補修が必要と認められる水路の工事
- (2)地元施工が困難と認められる水路の浚渫
- (3)第三者に委託して行う立木の伐採
- (4)その他市長が特に必要と認めたもの

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内で別表に定める交付割合により算出した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(対象工事の実施要件)

第5条 対象工事を実施しようとするときは、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。ただし、市長が災害等で緊急を要すると認めたときは、この限りでない。

- (1)水路の工事等の実施箇所は、法定外公共物又は官有地であること。

- (2) 地元自治会長又は水利組合長等(以下「申請者」という。)から対象工事に係る用途地域内排水路整備交付金制度申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)が提出されていること。
 - (3) 第7条第2項の規定により交付金の交付が適当と認められること。
 - (4) 対象工事の実施にあたり、水利関係者、隣接地権者等関係者の同意を要すると認められるものについては、それら関係者の同意書(様式第2号)が提出されていること。
- 2 工事等の要望箇所が私有地であるときは、「宇部市水路寄附採納基準」により当該用地を市へ寄附することで対象工事とする。
 - 3 対象工事は、年度内に完了できるものであること。

(土地の寄附)

- 第6条 前条第2項に該当する場合、申請者は、当該用地の水路敷地寄附申込書(様式第8号。以下「寄附申込書」という。)を市に提出しなければならない。なお、当該用地の寄附が申請書の提出前までに完了していること。
- 2 前項の規定による寄附に伴う手続きは、所有権移転登記を除き申請者がその費用を負担し、実施するものとする。

(対象工事の決定)

- 第7条 市長は、申請書が提出されたときは、当該工事等が対象工事に適合しているか否かを確認するため、実地調査を行うものとする。
- 2 市長は、実地調査結果に基づき、当該対象工事に対し交付金を交付することが適当か否かを決定するものとする。

(交付金の内示)

- 第8条 申請者は、当該対象工事を実施しようとするときは、市長へ申請書を提出するものとする。
- 2 市長は、申請書を受理したときは、当該対象工事に係る交付金の内示額を決定し、用途地域内排水路整備交付金制度内示通知書(様式第3号。以下「内示通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(対象工事の着手及び完了)

- 第9条 申請者は、内示通知書を受けてから、当該対象工事に着手しなければならない。
- 2 申請者は、内示通知書の有効期限内に当該対象工事を完了しなければならない。

(取下げ)

- 第10条 申請者は、内示通知書を受けた後、当該対象工事を着手できないときは、用途地域内排水路整備交付金制度申請取下書(様式第9号。以下「申請取下書」という。)を提出しなければならない。

(取消し)

- 第11条 市長は、申請取下書の提出を受けたときは、用途地域内排水路整備交付金制度取消通知書(様式第10号。「取消通知書」)により、申請者に当該交付金の内示決

定の取消しを通知する。

- 2 市長は、内示通知書の有効期限内に、特段の事情もなく当該対象工事が完了若しくは着手していない場合は、申請者に当該交付金の内示決定を取消し、取消通知書により通知するものとする。

(報告の義務)

第12条 申請者は、当該対象工事が完了したときは、用途地域内排水路整備交付金制度完了届(様式第4号。以下「完了届」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の概要がわかる写真(着手前・完成・施工状況等)
- (2) 出来形図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付金の額の確定)

第13条 市長は、完了届が提出されたときは、実地において完了検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

- 2 市長は、検査の結果、実施された工事等の内容が適正と認めるときは、当該対象工事に係る交付金の額を確定し、用途地域内排水路整備交付金制度決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、検査の結果、実施された当該対象工事の内容に大幅な変更が認められるときは、変更された内容に基づき、内示通知書の内示額の範囲内で交付金の額を確定し、決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第14条 決定通知書を受けた申請者は、速やかに用途地域内排水路整備交付金制度請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、請求書の提出を受けたときは、30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第15条 市長は、この要綱による交付金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した当該交付金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) その他不正な行為があったとき。

(紛争の解決)

第16条 申請者は、当該対象工事の実施にあたり紛争が生じたときは、これを解決しなければならない。

(その他)

第17条 「法定外公共物加工承認申請書」については、申請書をもって同等の取扱いとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

2 宇部市排水路整備事業実施要綱は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(交付割合及び限度額)

交付金の交付割合及び限度額は下表に定めるところによる。

対象工事	交 付 割 合	限度額 (千円)
排水路の整備工事及び補修工事	設計基準額の 6 0 %	6 0 0
用水路の整備工事及び補修工事	設計基準額の 5 0 %	5 0 0
排水路の浚渫工事	設計基準額の 4 0 %	4 0 0
排水路の伐採	設計基準額の 5 0 %	1 0 0

備考

- 1 設計基準額とは、毎年度 4 月に設定した総合単価により算定した額、または、見積書の内容から市が算定した額とする。
- 2 限度額は、一申請あたりとする。
- 3 複数の対象工事の申請の場合は、各々の限度額を適用し、合算する。
- 4 交付の対象となる工事費は、用地費や補償費等は含まない。
- 5 浚渫工事は通水断面の概ね半分以上の堆積土、草・木がある場合とする。
- 6 伐採は、水路の両端から 1 m 程度の範囲内にある立木の伐採とする。
- 7 維持管理のための工事には除草のみは含まない。

別図 1

(対象工事となる伐採の範囲)

